

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第２項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和７年７月２２日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- １ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン古川  
大崎市古川沢田字筒場浦１５番
- ２ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤 久誠  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１

- ３ 変更しようとする事項

（１）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

イ 駐車場の位置及び収容台数

【変更前】

| 位置     | 収容台数   |
|--------|--------|
| 添付図３参照 | ２，３５９台 |

【変更後】

| 位置     | 収容台数   |
|--------|--------|
| 添付図４参照 | １，０００台 |

（２）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

【変更前】

| 小売業者       | 開店時刻  | 閉店時刻        |
|------------|-------|-------------|
| イオンビッグ株式会社 | 午前０時  | 翌午前０時（２４時間） |
| ジャスコ株式会社   | 午前０時  | 翌午前０時（２４時間） |
| 上記以外の小売業者  | 午前１０時 | 午後１０時       |

【変更後】

| 小売業者       | 開店時刻        | 閉店時刻           |
|------------|-------------|----------------|
| イオンビッグ株式会社 | 午前 0 時      | 翌午前 0 時（24 時間） |
| 株式会社キタムラ   | 午前 0 時      | 翌午前 0 時（24 時間） |
| DCM株式会社    | 午前 9 時 30 分 | 午後 10 時        |
| 株式会社大創産業   | 午前 9 時      | 午後 10 時        |
| 株式会社やまや    | 午前 9 時      | 午後 10 時        |
| 上記以外の小売業者  | 午前 10 時     | 午後 10 時        |

ロ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

【変更前】

| 数    | 位置       |
|------|----------|
| 6 箇所 | 添付図 3 参照 |

【変更後】

| 数    | 位置       |
|------|----------|
| 2 箇所 | 添付図 4 参照 |

4 変更の年月日

3－（1） 令和 8 年 3 月 9 日

3－（2） 令和 7 年 7 月 9 日

5 届出年月日

令和 7 年 7 月 8 日

6 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、大崎地方県政情報コーナー及び大崎市役所

7 縦覧期間

令和 7 年 7 月 22 日から令和 7 年 11 月 25 日まで（ただし、閉庁日を除く。）

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第 16 号）及び意見書様式を参考のこと。